

生命保険料控除証明書(ハガキ・円建契約)

【あて名面】

料金後納郵便

親展

重要

生命保険料控除証明書

● 年末調整・確定申告まで大切に保管ください。
● こちらのハガキには最大2契約分の控除証明書が記載されます。

生命保険料控除に関する詳細は、当社ホームページをご覧ください。
オリックス生命 生命保険料控除のご案内
https://www.orixlife.co.jp/customer/subtraction/

オリックス生命保険株式会社

矢印の部分を①②の順に開いてご覧ください。

①

②

【内容面】

重要 令和8年 生命保険料控除証明書 一般・介護医療用

この証明書は、年末調整・確定申告の際に必要となります

契約者
被保険者
受取人
証券番号
契約日(更新日)

保険種類
保険期間
払込方法
契約状況

契約の基本情報です。
「受取人」欄の受取人名の後に[*]の表示がある場合は受取人が複数のご契約です。保険証券または、ウェブサービスの「契約内容の確認」にてご確認ください。

生命保険料控除の適用制度です。
証明日時点での証明額(払込累計額)です。
● 年払の契約は、この額を手続書類に転記してください。
● 半年払で、後期分のお支払いがまだの場合は、別途お送りする「申告予定金額のお知らせ」をご確認ください。

年末調整・確定申告の際には、この赤枠の額を転記してください。
● 申告額が「*****」と表示されている場合は、証明額欄(ひとつ上の段)の赤枠記載の額を転記してください。

生命保険料控除額の計算・申告書の記入方法について
お手元に届いた証明書の内容をまとめて入力するだけで、控除合計額を計算できるツールをご用意しています。

適用制度:新制度
一般 一般生命保険料(a) 円 配当金(b) 円 一般証明額(a+b) 円
介護医療 介護医療保険料(c) 円 配当金(d) 円 介護医療証明額(c+d)円
までのお払込額を上記のとおり証明いたします。

適用制度:新制度 参考 証明年12月末時点のご申告予定額は以下のとおりです。
一般 年間一般生命保険料(ア) 円 配当金(イ) 円 一般申告額(ア+イ) 円
介護医療 年間介護医療保険料(ウ) 円 配当金(エ) 円 介護医療申告額(ウ+エ) 円
証明日

オリックス生命保険株式会社

【表面】

料収-29055-09

【差出人・運付先】 〒190-0012 東京都立川市曙町2-22-20 立川センタービル
オリックス生命保険株式会社 契約サービス部

おすすめ マイナポータル連携のご案内
保険料控除の申告には、紙の保管が不要で、年末調整や確定申告がラクになる「マイナポータル連携」がおすすめです!登録後は、毎年メールで控除証明書の発行をお知らせします。二次元コードまたはURLからぜひご登録ください。
オリックス生命 マイナポータル連携
https://www.orixlife.co.jp/customer/subtraction/digitization/

パソコン・スマートフォンで各種手続きができます!
当社は、パソコン・スマートフォンで控除証明書の電子ファイルによる発行、ご契約内容の確認、契約者住所の変更、引落口座・クレジットカードの登録・変更、保険金・給付金の請求などが書類提出不要でお手続き可能です。
※ご利用には契約者ご本人の携帯電話番号のご登録が必要です(保険金・給付金の請求を除く)。
オリックス生命 ウェブサービス
https://www.orixlife.co.jp/customer/wp/

音声読み上げコード
左のコードは記載した文面をどなたにでも読んでいただくための音声コードUni-Voiceです。日本語の読み上げに対応しています。

① ②の順に矢印方向にはがしてご覧ください。
ハガキが濡れている場合は十分に乾かしてから開いてください。

生命保険料控除申告上の留意点

- この証明書は「確定申告書」または「保険料控除申告書」に添えて提出ください。
ただし、旧制度では、契約の年間払込額が9,000円を超えない場合は、添付不要です。
- この証明書は、本年1月から証明日までの払込保険料および立替保険料累計額を「証明額」に記載しています。また、ご契約が継続となる前提で、前納保険料についても「証明額」に記載しております。
月払契約で証明日以降、本年中に12月分までの保険料を払込む場合は、ご参考欄の「申告額」に記載されている金額を申告してください。
なお、対象となる金額がない場合は* (アスタリスク) を記載していますので、「証明額」に記載されている金額を申告してください。
- この証明書の記載事項を訂正したり、控除申告以外の目的で使用する場合は無効です。
- 歳満の場合の保険期間は「歳満了年齢ー契約年齢」で表示しています。

生命保険料控除制度について

平成24年1月1日以降に生命保険会社・損害保険会社と締結した保険契約より、介護医療保険料控除が創設され、「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」の3つの控除枠による制度に変更されました。
そのため、平成23年12月31日までに締結した保険契約と平成24年1月1日以降に締結した保険契約では、生命保険料控除の適用が異なりますのでご注意ください。
なお、生命保険料控除の詳細い制度につきましては、当社または生命保険協会のホームページをご参照ください。

1. 新制度・旧制度の適用判定

本契約に適用される制度は、表面の適用制度をご確認ください。

適用制度の表示	内 容
新制度	新制度の生命保険料控除にて申告してください。
旧制度	旧制度の生命保険料控除にて申告してください。

(注) 旧制度と新制度適用対象契約の双方をご契約の場合
旧制度適用対象契約と新制度適用対象契約の双方をご契約の方で、新旧両制度適用分の生命保険料控除を適用・申告される場合、新制度と旧制度の合計額が申告額となります。

2. 控除区分と留意事項

「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」は、法律に基づいた当社所定の判定にて分類し、各生命保険料控除額を算出しております。

控除区分	内 容
一般生命保険料	生存又は死亡に起因して一定額の保険金、その他給付金を支払うことを約する部分に係る保険料
介護医療保険料	入院、通院等にもともなう給付金に係る保険料
個人年金保険料	個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険等に係る保険料

(注) 身体の傷害のみに起因して保険金が支払われる特約保険料等の扱い
上記の控除部分に含まれず、生命保険料控除の新制度の対象外となります。そのため、実際の支払保険料と生命保険料控除証明書に記載されている金額が異なる場合があります。

ご契約者さま向けお問合せ窓口一覧
※耳や言葉の不自由なお客様
専用窓口もご用意しています。
https://www.orixlife.co.jp/contact/contact_customer.html